

## 被害農家営農資金利子補給等補助金（継続）

### 1 天災融資制度のあらまし

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）は、昭和30年（法律第136号）に制定されたもので、天災によって損失を受けた被害農林漁業者等に対し農林漁業の経営等に必要な資金の融通を行い経営の安定に資することを目的とするものである。

天災融資法は、暴風雨、豪雨、地震、降ひょう等の天災によって農林水産物等の被害が著しく国民経済に及ぼす影響が大きいと認められる場合に、その天災の指定及び融資に必要な事項を定めた政令を制定することによって発動され、農協系統金融機関や銀行等から低利の経営資金等を融通するための制度である。

### 2 事業内容

市町村や都道府県の地方公共団体が、利子補給契約及び損失補償契約を結んでいる融資機関にその機関の貸付の基準と見なされる貸付金利と天災資金の貸付金利との差額を利子補給したとき、国が都道府県に対し利子補給補助を行う。

また、未償還によって融資機関が受けた損失に対し、地方公共団体が損失補償を行ったとき、国が都道府県に対し損失補償補助を行う。

### 3 交付先

都道府県、都道府県経由市町村

### 4 補助率

- ・被害農家営農資金等利子補給補助金 65/100又は50/100
- ・被害農家営農資金等損失補償補助金 1/2

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 5 平成18年度概算決定額     | 122,133 ( 409,934 ) 千円 |
| ・被害農家営農資金等利子補給補助金 | 117,133 ( 404,934 ) 千円 |
| ・被害農家営農資金等損失補償補助金 | 5,000 ( 5,000 ) 千円     |

（担当課：経営局経営政策課）